

社会福祉法人幸生会

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸生会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 役員及び評議員は非常勤である。

(報酬の支給等)

第3条 評議員並びに役員には、その職務の対価として、別表に定める報酬を支給する。

ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席等必要な都度支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が評議員会、理事会又は監事監査若しくは理事長の要請により法人外の会議等に出席した場合は、報酬と費用弁償として交通費等の実費を支給する。

- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
- 3 評議員及び役員等が法人の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、別に定める職員賃金規程に基づき、旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月16日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年12月23日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 平成26年11月19日より実施の役員報酬及び旅費規程は、これを廃止する。
 - (2) 平成29年4月1日より実施の評議員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。

別 表

区分	役職	単位	報酬の額	条件
評議員	評議員	日額	5,000 円	評議員会出席につき(法人外会議含む)
	理事		5,000 円	理事会及び評議員会出席につき(法人外会議含む)
	監事		5,000 円	理事会及び評議員会出席につき(法人外会議含む)
	監事		18,000 円	法人の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務